

板橋区公式ホームページリンク基準

(平成 13 年 7 月 9 日企画部長決定)

(目的)

第1条 この基準は、板橋区公式ホームページ運営要綱（(平成 13 年 7 月 9 日区長決定 13 板企広第 34 号) 以下「要綱」という。）に定める板橋区公式ホームページ。以下「区ホームページ」という。）と他団体・個人との接続（リンク）に関し、適正な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、接続（リンク）とは、区ホームページから他団体若しくは個人のホームページを、又は他団体若しくは個人のページから区ホームページを画面上に展開できる設定をいう。

(接続)

第3条 区ホームページとの接続は、要綱に定めるホームページ情報管理者（以下「情報管理者」という。）が次条に定める選定要件に従い、利用者の需要を考慮して適時、適切に行う。

(接続先及び選定要件)

第4条 区ホームページからの接続先は、次のとおりとする。

- (1) 国及び他の地方公共団体
 - (2) 公共的団体
 - (3) 区が全額出資している法人
 - (4) 区が広告掲載を決定した団体又は個人、並びに区立施設の指定管理者
 - (5) その他情報管理者が、利用者にとって有益と認める団体で要綱に定めるホームページ管理責任者（以下「管理責任者」という。）が承認する団体又は個人
- 2 接続先のホームページの内容等は、次の要件を備えていなければならない。
- (1) 宣伝・営業活動でないものであること。ただし、前項第 4 号に掲げる者が管理運営しているホームページ及び区が施策を推進する上で必要な場合を除く。
 - (2) 個人情報の取り扱いについて、十分な配慮を行っていること。
 - (3) 公序良俗に反する情報やこれに類する情報を掲載していないこと。
 - (4) 著作権法その他の関係法令に抵触していないこと。
 - (5) 政治・宗教活動を行っていないこと。
 - (6) 個人、団体等をひぼう・中傷する内容を掲載していないこと。
- 3 他の団体・個人から区ホームページへの接続は、行政運営に支障の無い範囲において制限しない。

(接続解除)

第5条 前条に基づき接続を行った場合でも、その後同条に規定する要件に欠けた場合には、

接続を解除することができる。

(補則)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、要綱に定めるホームページ運用責任者と管理責任者の協議により定める。

附 則

この基準は、決定の日から施行する。

附 則

この基準は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。